

2025 年 5 月 12 日

半田市議会議長 様

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

今日、「公契約条例」の制定は、個々の地方公共団体の努力によって、全国 91 自治体にまで広がり、愛知県内の自治体はその 4 分の 1 近くを占めています。

2009 年 7 月に公共サービス基本法が施行され、第 11 条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められました。

公共工事の発注にかかわり、昨年、建設業法、入契法、品確法が一体的に改正され、「第三次・担い手 3 法」として施行されました。改正された品確法では、担い手確保と地域建設業の維持、生産性向上を柱とし、公共工事が先導的な取り組みをけん引する施策を盛り込み、改正建設業法では民間工事を含めて、発注者である地方公共団体にも請負契約に順守すべき内容を定めました。

公共サービス基本法制定の背景は、行政の「コストカット」を目的とする公共サービスの民間開放が無作為に推し進められたことにありました。そのことが低賃金かつ不安定雇用の公契約事業従事者「官製ワーキングプア」を生みだし、まわりまわって住民のいのちと暮らしにさえ悪影響を招いた反省に尽きます。

政府も「コストカット型経済の是正」に言及し、地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱のひとつに「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げるなど、公契約法の制定に向けた情勢の潮目は大きく変わってきています。

一方、足下では、エネルギーコストや資材調達コストの高騰、労務費の上昇が続いており、スライド条項の適切な活用が、地域の担い手・守り手である企業等の維持・成長や労働者の保護・確保には欠かせません。国の責任で公共サービス基本法第 11 条を履行する公契約法の速やかな制定が必要です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第 11 条を確実に履行できるよう、同法第 4 条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。



以 上

陳-12

【意見書案②】

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書（案）

2009 年 7 月に公共サービス基本法が施行され、第 11 条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められた。

2024 年には第三次・担い手 3 法が施行され、改正品確法には、担い手確保と地域建設業の維持を柱として、公共工事が先導的な取り組みをけん引する施策を盛り込み、改正建設業法では、発注者にも請負契約に順守すべき内容を盛り込んだ。

そして、民間の契約においても中小企業がコスト上昇分を円滑に取引価格に反映できるよう、発注側と対等な立場での価格交渉を促すための下請法改正（案）が通常国会に提案されている。

しかし、それぞれの取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられており、国の役割発揮が求められる。

公共サービス基本法制定の背景は、行政のコストカットを目的とする公共サービスの民間開放が無作為に推し進められた結果、低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」を生みだし、住民のいのちと暮らしにさえ悪影響を招いた反省に尽きる。

政府も「コストカット型経済の是正」に言及し、地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱のひとつに「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げた。

その実現に向けては、度重なる自然災害の発生や物価高騰が続くもと、地域の担い手・守り手である企業等の維持・成長、労働者の保護・確保が必須となる。まさに国の責任で公共サービス基本法第 11 条を履行する公契約法の速やかな制定が必要である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「公共サービス基本法」第 11 条を確実に履行できるよう、同法第 4 条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2025 年 月 日

内閣総理大臣 宛
総務大臣
財務大臣

〇〇〇議会
議長